

# 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度について

## 1 制度の概要

低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対し、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（北海道及び積丹町に軽減を行う旨の申出をした事業所に限る）が、利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る制度です。

## 2 軽減の対象となる方

次に掲げる要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると積丹町が認める方及び生活保護受給者の方です。

- (1) 町民税非課税世帯であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

## 3 軽減の対象となる費用

軽減対象サービス	軽減対象費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護福祉施設サービス</li> </ul>	利用者負担額、食費、居住費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防通所介護</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業</li> </ul>	利用者負担額、食費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	利用者負担額、食費、滞在費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・介護予防訪問介護</li> <li>・第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業</li> </ul>	利用者負担額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・複合型サービス</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	利用者負担額、食費、宿泊費

## 4 軽減の割合

介護サービス利用者負担額、食費、居住費(滞在費・宿泊費)の4分の1  
(老齢福祉年金受給者は2分の1)

※ 生活保護受給者については、短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスにおける個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額を全額軽減

## 5 申請に必要なもの

- (1) 社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書
- (2) 印鑑
- (3) 世帯全員の収入がわかる書類の写し(年金額支払通知書、源泉徴収票、給与明細書、老齢福祉年金受給証などの写し)
- (4) 世帯全員の預貯金等の額がわかる書類の写し(預金通帳、有価証券などの写し)
- (5) 医療保険被保険者証の写し
- (6) 不動産等の資産がわかる書類の写し(固定資産税通知書などの写し)
- (7) その他(必要と認められるもの)

## 6 申請・お問い合わせ先

積丹町役場住民福祉課

〒046-0201 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

電話0135-44-2113